

石川県高齢者居住安定確保計画(案)の概要

■石川県高齢者居住安定確保計画の概要

<計画の目的>

高齢者の居住の安定確保に向け、総合的・計画的に施策を推進するため、基本理念と目標、実施すべき施策を示す。

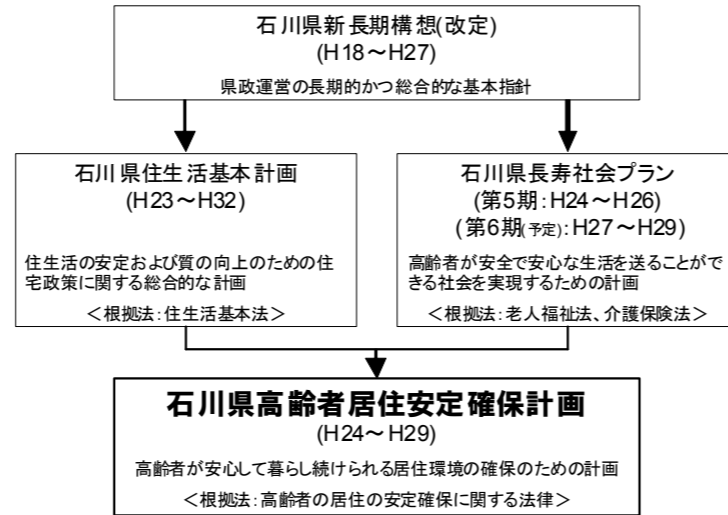
<計画の位置づけ>

高齢者の居住の安定確保に関する法律第4条に基づく計画

<計画期間>

平成24～29年度の6年間

<他計画との関係>



■高齢者の居住福祉環境を取り巻く状況

<人口・世帯>

- 高齢者人口の増加
→総人口の1/4が高齢者、2035年には1/3に
- 高齢者世帯の増加
→高齢者のいる世帯が4割に迫る
- 要介護認定者の増加
→H12と比べ約2倍

<住まいの状況>

- 世帯の型と居住面積のミスマッチ
→高齢者のみ世帯が広い住宅に、子育て世帯等が狭い住宅に居住している傾向
- 借家のバリアフリー化の遅れ
→持ち家60%に対し、借家は25%
- 高齢者の借家居住ニーズが一定数存在
→持ち家から住み替えた高齢者世帯のうち、借家に住み替えた世帯が約4割
- 介護保険サービスの利用者が年々増加
→在宅サービス利用者がH12に比べ約2.5倍

<住まい・暮らしに関する意識>

- 強い居住継続の意向、同居・隣居・近居意向
→現在の住居に住み続けたい意向が7割
→半数近くが子世帯との同居等を希望
- 生活支援サービスのある住まいを求める声
→高齢者支援が整った住まいを4割が希望
- 生活を苦しいと感じる高齢者
→約1/4が暮らし向きが苦しいと回答
- 地域のつながりの必要性
→9割以上が地域コミュニティを重視
→困った高齢者に手助けをしたい方が8割

■高齢者の居住の安定に関する課題

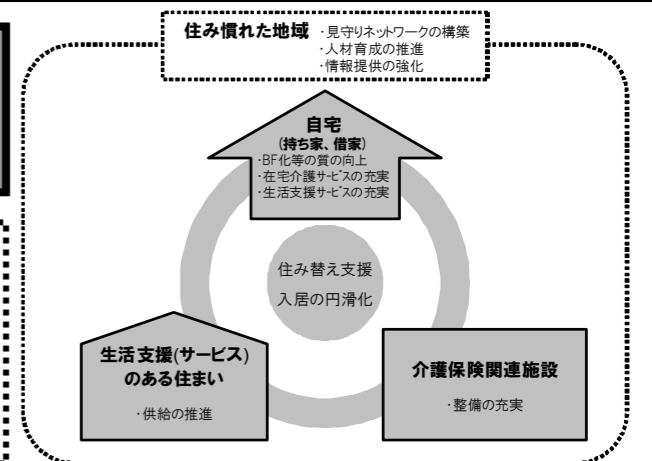
- 高齢社会のさらなる進展、求められる地域の絆
- 多様な居住ニーズへの対応
- 住宅のバリアフリー化等の質の向上の必要性
- 所得の低い高齢者に対する住宅の確保
- 高齢者の住まいに関する不十分な情報提供・相談体制
- 高齢者の入居を拒否する賃貸住宅への対応
- 高齢者の住み替えの円滑化
- 子世帯との同居・隣居・近居意向への対応

基本理念

高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けられる居住環境の確保

成果指標

サービス付き高齢者向け住宅の供給戸数
【H24～29で300戸の供給】
(上記のほか、参考として、「石川県長寿社会プラン」(H24～26)の介護保険関連施設供給目標を別途記載)



基本目標1 地域の絆の構築

- 1. 地域見守りネットワークの構築**
高齢者の安否確認等の見守り活動を、地域包括支援センターや民生委員、民間事業者等と連携し実施します。
- 2. 災害に対する体制の整備**
各種マップやマニュアル等の作成の支援・普及を図り、災害時の高齢者の円滑な避難等の実現を目指します。
- 3. 高齢者を支える人材の育成等**
福祉サービスを支える人材や高齢者福祉ボランティア等の育成を行います。

基本目標2 高齢者に適した多様な住まいの確保

- 1. 多様な住まいの供給推進**
高齢者向けサービスがある住まいや、高齢者に配慮した公的賃貸住宅、介護保険関連施設の整備を進めます。
- 2. 居住環境のバリアフリー化の推進**
助成制度やアドバイザーの派遣等により、住宅・建築物等のバリアフリー化を推進します。
- 3. 住宅の質の向上**
高齢者が安心して長期間にわたり居住可能な長期優良住宅の供給や、各種住宅リフォームを推進します。

基本目標3 高齢者が住まいを選択しやすい環境の整備

- 1. 高齢者の賃貸住宅入居の円滑化**
高齢者の入居を拒否しない民間賃貸住宅の登録を進めるとともに、高齢者の公営住宅入居時に各種優遇等を行います。
- 2. 適切な住まいへの住み替え等の支援**
相談体制の強化や情報提供の充実により、適切な住み替えを支援します。
- 3. 親子の同居・隣居・近居ニーズへの対応**
同居が可能な良質な住まいの供給を推進するとともに、公的賃貸住宅での同居・隣居・近居を実現するための取組を検討します。